

姫路市 市税預金口座振替依頼書兼廃止届書

取扱金融機関 様

申込区分(○印) ① 新規(変更) ② 廃止 ※太枠内を記入し、押印してください。 申込日 年 月 日

口座名義人	住所	お届け印
	カナ	
納税者	氏名	お届け印
	住所	
	氏名	
連絡先	日中連絡可能な番号 () - ()	
	<input type="checkbox"/> 納税者 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> その他(氏名)	

【お申込みの税目】

市県民税・森林環境税(普通徴収のみ)	整理番号(右ツメ)	
<input type="checkbox"/> 期別 ()年度 ① ② ③ ④ 期から		
<input type="checkbox"/> 全期一括(前納) ()年度から ※翌年度以降のみ		
固定資産税都市計画税(整理番号ごとに申し込みが必要)	整理番号(右ツメ)	
<input type="checkbox"/> 期別 ()年度 ① ② ③ ④ 期から		
<input type="checkbox"/> 全期一括(前納) ()年度から ※翌年度以降のみ		
軽自動車税(種別割)	整理番号(右ツメ)	
<input type="checkbox"/> ()年度から ※翌年度以降のみ		
同一納税者が所有するすべての車両を取り扱います		

【金融機関(ゆうちょ銀行以外)】

金融機関欄コード	支店コード	銀行・信金 信組・金庫 農協
① ② ③	口座番号(右ツメ)	本店 支店 普通 当座 納準 出張所

※振替方法・開始期別の選択がない場合は、下記「振替日一覧」のとおり、期別ごとに振替を開始します。
※どの振替方法でも年税額は変わりません。

※下段の約定事項及び注意事項を承認し、上記のとおり依頼いたします。

●開始期別についてのご注意

下段の「振替日一覧」のとおり開始し、全期一括振替は翌年度から開始いたします。

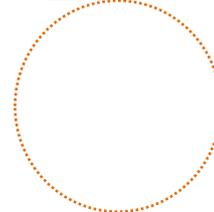
●振替日は市の指定する日。非営業日の場合は翌営業日。

【不備返送先】〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所 納税課 管理担当

【金融機関欄】

検印	照合	受付
不備	1.取引なし 2.名義人相違 3.印鑑相違 4.口座番号相違 5.その他	

金融機関受付印



(金融機関用)

約定事項(姫路市)

- 1 預金口座振替依頼書のとおり納付いたします。
- 2 この口座振替の申込みについて、変更又は解約(廃止)するときは、金融機関を経て届出をいたします。
- 3 領収書は、省略して差し支えありません。
- 4 貴市が必要と認めた場合は、口座振替契約を解除されても異議はありません。
- 5 この取扱について、万一紛議が生じても、貴市の責による場合を除き、貴市には迷惑をかけません。

約定事項(金融機関)

- 1 私が支払うべき市税の納付通知書が、姫路市から貴店に送付されたときは、私に通知することなくその納付通知書に記載された金額を、振替日に指定預貯金口座から納付してください。
- 2 上記の支払い手続にあたっては、貴店の預貯金にかかる約定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出は行いません。
- 3 預貯金通帳の記帳をもって納付の確認といたしますので、領収書の請求はいたしません。
- 4 指定預貯金口座の残高が、振替日において納付通知書の金額に満たないときは、私に通知することなくその納付通知書を姫路市に返却されても異議はありません。
- 5 私の都合により、この口座振替契約を変更又は解約(廃止)するときは、直ちに貴店へ届出をいたします。また、貴店が必要と認めた場合は、この取扱いを解除されても異議はありません。
- 6 この取扱について、万一紛議が生じても、貴店の責による場合を除き、貴店には迷惑をかけません。

●振替日(土、日、祝日の場合は翌営業日)と申込期限(金融機関必着)

森市 林県 環境 税・ 税	口座振替日	申込期限	固都 定市 資計 産画 税	口座振替日	申込期限		
	1期・全期	6月30日		4月末	1期・全期	5月31日	3月末
	2期	8月31日		6月末	2期	7月31日	5月末
	3期	10月31日		8月末	3期	9月30日	7月末
	4期	1月31日	11月末	4期	12月25日	10月末	

軽自動車税(種別割)	口座振替日	申込期限
	全期	5月31日

注意事項

- 1 各納期の納期限に振替いたします。全期一括振替の場合は第1期の納期限が振替日です。再振替はできませんので、振替日前日の預貯金残高にご注意ください。
- 2 残高不足等の理由で振替ができなかった場合は、後日納付書を送付しますので金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局又は指定の市税納付場所へ直接ご納付ください。その際に延滞金が増加される場合があります。
※全期一括振替ができなかった場合、第1期分の納付書を送付しますので金融機関等で直接ご納付ください。当該年度の第2期から第4期は期別ごとの振替となります。翌年度以降は全期一括振替が再開されます。
- 3 振替の確認は通帳の記帳によりお願いいたします。
- 4 一度お申込みをされますと、翌年度以降も自動的に継続されます。ただし、固定資産税は整理番号ごとのお申込みとなるため、相続等により納税義務者や共有者が変更になった場合は翌年度から整理番号が変わり、振替ができなくなります。継続をご希望の場合は再度お申込みをお願いします。
- 5 軽自動車税(種別割)は、同一納税者が複数台所有している場合、1件のお申込みで全ての車両が振替となります。
- 6 所得の減少、物件の売却、車両の廃車などで一時的に課税がなくなっても、口座振替廃止届の提出がなければ数年間は口座振替のお取り扱いが継続されます。再度課税された際に、以前ご指定いただいた口座から振替が再開される場合がありますのでご注意ください。
- 7 ご家族など納税義務者と異なる名義人の口座から振替を行うことも可能ですが、納税義務者本人以外の口座から振替納付した金額は、贈与税の対象とみなされる場合があります。

取扱金融機関 様

預金口座振替依頼書の内容を承認のうえ、貴行とりまとめ店または下記の送付先にお送りくださいますようお願いいたします。

【送付先】〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 納税課 管理担当 ☎079-221-2295

姫路市 市税預金口座振替依頼書兼廃止届書

申込区分(○印) ① 新規(変更) ② 廃止 ※ 太枠内を記入してください。

申込日 年 月 日

【お申込みの税目】

口座名義人	住所	お届け印
	カナ	
氏名		
納税者	住所	<input type="checkbox"/> 同上(口座名義人と同じ場合は <input type="checkbox"/>)
	氏名	<input type="checkbox"/> 同上(口座名義人と同じ場合は <input type="checkbox"/>)
	連絡先	日中連絡可能な番号() - <input type="checkbox"/> 納税者 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> その他(氏名)

市県民税・森林環境税 <small>(普通徴収のみ)</small>	整理番号(右ツメ)	
	<input type="checkbox"/> 期別 ()年度 ① ② ③ ④ 期から <input type="checkbox"/> 全期一括(前納) ()年度から ※翌年度以降のみ	

固定資産税 都市計画税 <small>(整理番号ごとにお申し込みが必要)</small>	整理番号(右ツメ)	
	<input type="checkbox"/> 期別 ()年度 ① ② ③ ④ 期から <input type="checkbox"/> 全期一括(前納) ()年度から ※翌年度以降のみ	

軽自動車税 (種別割)	整理番号(右ツメ)	
	<input type="checkbox"/> ()年度から ※翌年度以降のみ 同一納税者が所有するすべての車両を取り扱います	

※ 振替方法・開始期別の選択がない場合は、下記「振替日一覧」のとおり、期別ごとに振替を開始します。
※ どの振替方法でも年税額は変わりません。

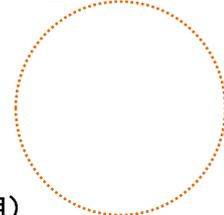
【金融機関(ゆうちょ銀行以外)】

金融機関欄コード	支店コード	銀行・信金 信組・金庫 農協
①	②	③
普通	当座	納準
口座番号(右ツメ)		
本店 支店 出張所		

・当店に上記口座名義人の預貯金口座(預貯金解約)を確認し、預金口座振替依頼書兼廃止届を受理いたしました。

受付番号

金融機関受付印



(金融機関 → 姫路市役所 納税課用)

姫路市 市税預金口座振替依頼書兼廃止届書 (お客様控)

納税者様

申込区分(○印)	① 新規 (変更)	② 廃止	※ 太枠内を記入してください。	【お申込みの税目】	申込日	年	月	日					
口座名義人	住所	お届け印		市県民税・ 森林環境税 <small>(普通徴収のみ)</small>	整理番号 (右ツメ)								
	氏名				<input type="checkbox"/> 期別 ()年度 ① ② ③ ④ 期から <input type="checkbox"/> 全期一括(前納) ()年度から ※翌年度以降のみ								
納税者	住所	お届け印		固定資産税 都市計画税 <small>(整理番号ごとにお申し込みが必要)</small>	整理番号 (右ツメ)								
	氏名				<input type="checkbox"/> 期別 ()年度 ① ② ③ ④ 期から <input type="checkbox"/> 全期一括(前納) ()年度から ※翌年度以降のみ								
連絡先				軽自動車税 (種別割)	整理番号 (右ツメ)								
日中連絡可能な番号 () - () <input type="checkbox"/> 納税者 <input type="checkbox"/> 口座名義人 <input type="checkbox"/> その他(氏名)					<input type="checkbox"/> ()年度から ※翌年度以降のみ 同一納税者が所有するすべての車両を取り扱います								
【金融機関(ゆうちょ銀行以外)】				※ 振替方法・開始期別の選択がない場合は、下記「振替日一覧」のとおり、期別ごとに振替を開始します。 ※ どの振替方法でも年税額は変わりません。									
金融機関欄コード		支店コード							銀行・信金 信組・金庫 農協				
①	②	③	口座番号(右ツメ)						本店 支店 出張所				
普通	当座	納準											

※下段の約定事項及び注意事項を承認し、上記のとおり依頼いたします。

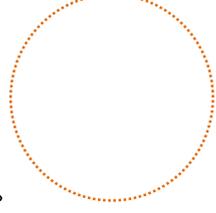
●開始期別についてのご注意
右表の「振替日一覧」のとおり開始し、全期一括振替は翌年度から開始いたします。

●振替日(土、日、祝日の場合は翌営業日)と申込期限(金融機関必着)

森市 林県 環民 境税 税	口座振替日	申込期限	固都 定市 資計 産画 税	口座振替日	申込期限	軽(種 自別 動車 割 税)	口座振替日	申込期限
1期・全期	6月30日	4月末	1期・全期	5月31日	3月末	全期	5月31日	3月末
2期	8月31日	6月末	2期	7月31日	5月末			
3期	10月31日	8月末	3期	9月30日	7月末			
4期	1月31日	11月末	4期	12月25日	10月末			

振替日は市の指定する日。非営業日の場合は翌営業日。

金融機関受付印



(納税者様お控) 大切に保管してください。

下記の約定事項及び注意事項を承認し、口座振替を依頼いたします。

約定事項(姫路市)

- 1 預金口座振替依頼書のとおり納付いたします。
- 2 この口座振替の申込みについて、変更又は解約(廃止)するときは、金融機関を経て届出をいたします。
- 3 領収書は、省略して差し支えありません。
- 4 貴市が必要と認めた場合は、口座振替契約を解除されても異議はありません。
- 5 この取扱について、万一紛議が生じても、貴市の責による場合を除き、貴市には迷惑をかけません。

約定事項(金融機関)

- 1 私が支払うべき市税の納付通知書が、姫路市から貴店に送付されたときは、私に通知することなくその納付通知書に記載された金額を、振替日に指定預貯金口座から納付してください。
- 2 上記の支払い手続にあたっては、貴店の預貯金にかかる約定にかかわらず、小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出は行いません。
- 3 預貯金通帳の記帳をもって納付の確認といたしますので、領収書の請求はいたしません。
- 4 指定預貯金口座の残高が、振替日において納付通知書の金額に満たないときは、私に通知することなくその納付通知書を姫路市に返却されても異議はありません。
- 5 私の都合により、この口座振替契約を変更又は解約(廃止)するときは、直ちに貴店へ届出をいたします。また、貴店が必要と認めた場合は、この取扱いを解除されても異議はありません。
- 6 この取扱について、万一紛議が生じても、貴店の責による場合を除き、貴店には迷惑をかけません。

注意事項

- 1 各納期の納期限に振替いたします。全期一括振替の場合は第1期の納期限が振替日です。再振替はできませんので、振替日前日の預貯金残高にご注意ください。
- 2 残高不足等の理由で振替ができなかった場合は、後日納付書を送付しますので金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局又は指定の市税納付場所で直接ご納付ください。その際に延滞金が増算される場合があります。
※全期一括振替ができなかった場合、第1期分の納付書を送付しますので金融機関等で直接ご納付ください。当該年度の第2期から第4期は期別ごとの振替となります。翌年度以降は全期一括振替が再開されます。
- 3 振替の確認は通帳の記帳によりお願いいたします。
- 4 一度お申込みをされますと、翌年度以降も自動的に継続されます。ただし、固定資産税は整理番号ごとのお申込みとなるため、相続等により納税義務者や共有者が変更になった場合は翌年度から整理番号が変わり、振替ができなくなります。継続をご希望の場合は再度お申込みをお願いします。
- 5 軽自動車税(種別割)は、同一納税者が複数台所有している場合、1件のお申込みで全ての車両が振替となります。
- 6 所得の減少、物件の売却、車両の廃車などで一時的に課税がなくなっても、口座振替廃止届の提出がなければ数年間は口座振替のお取り扱いが継続されます。再度課税された際に、以前ご指定いただいた口座から振替が再開される場合がありますのでご注意ください。
- 7 ご家族など納税義務者と異なる名義人の口座から振替を行うことも可能ですが、納税義務者本人以外の口座から振替納付した金額は、贈与税の対象とみなされる場合があります。